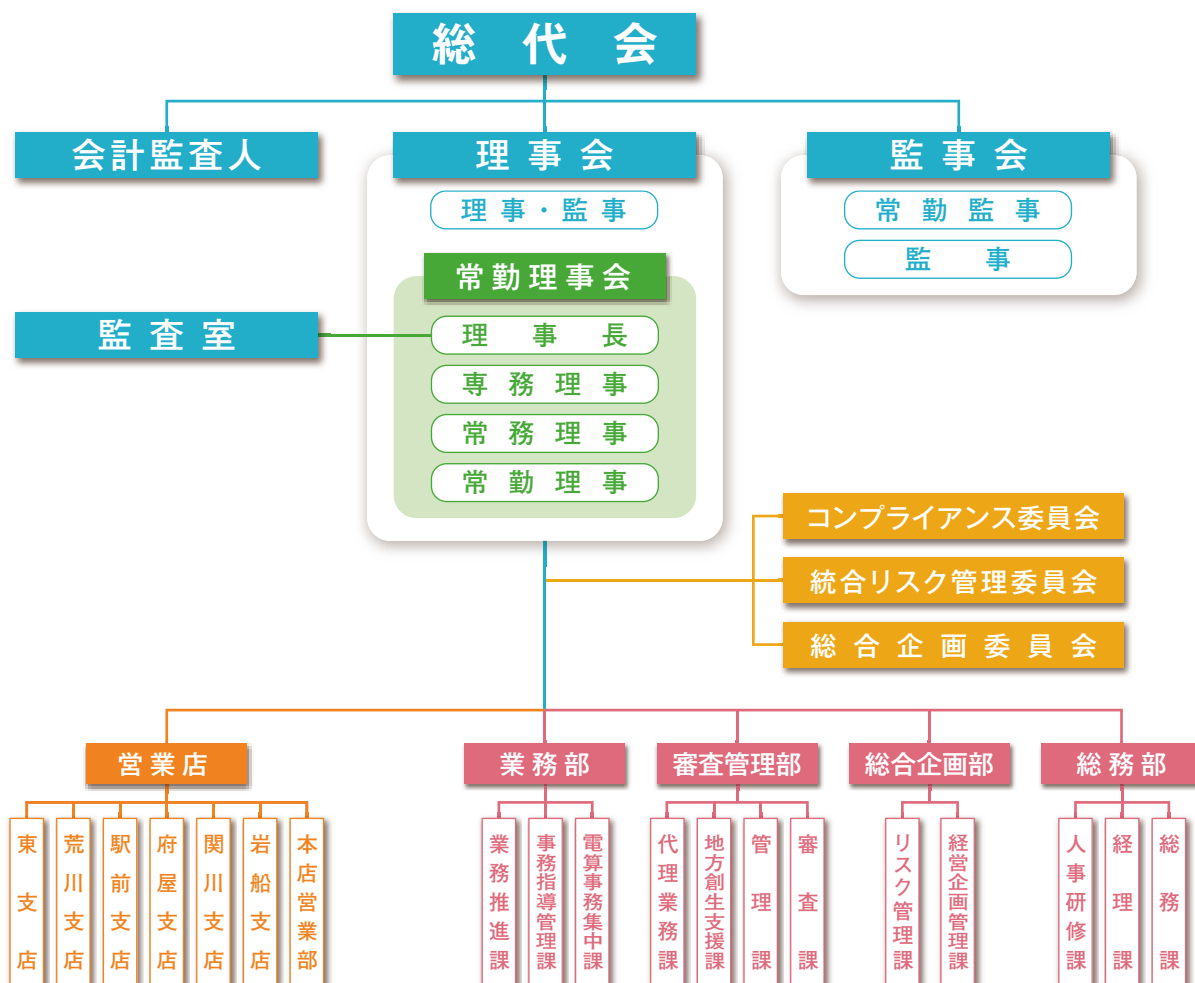


# 経営体制

## 金庫の機構

(平成30年6月末現在)



## 役員

(平成30年6月末現在)



<後列> 左より 菅原理事、川村理事、横井理事、丹監事、嶋田監事、穴戸監事  
 <前列> 左より 小田理事、齋藤専務理事、大滝理事長、鳥屋常務理事、五十嵐理事

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 理事長 (代表理事)                      | 大滝 慎一 |
| 専務理事 (代表理事)                     | 齋藤 和彦 |
| 常務理事 <sup>*</sup> (代表理事・総合企画部長) | 鳥屋 栄二 |
| 常勤理事 (業務部長)                     | 小田 兼人 |
| 常勤理事 (総務部長)                     | 五十嵐和明 |
| 理事 <sup>*</sup>                 | 横井 仁  |
| 理事 <sup>*</sup>                 | 川村 卯一 |
| 理事 <sup>*</sup>                 | 菅原 貞司 |
| 常勤監事                            | 丹 善広  |
| 監事                              | 嶋田 和司 |
| 監事 (員外)                         | 穴戸由喜夫 |

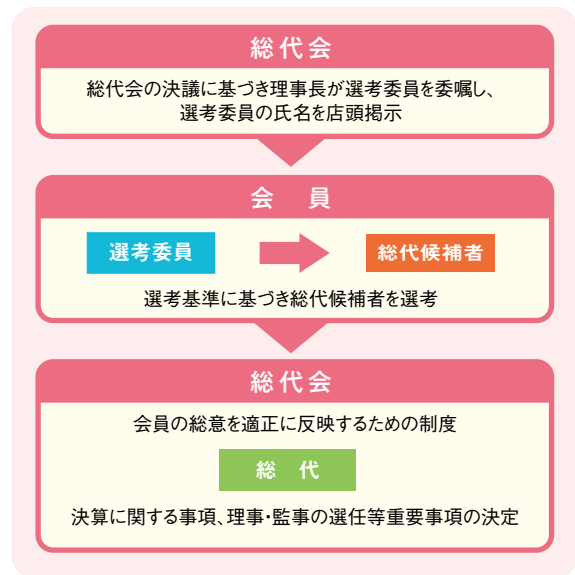
<sup>\*</sup>職員外理事

## 総代会制度の概要

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「共存共栄」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫の会員数は8,355名(平成30年6月末現在)と多く、総会の開催は困難であることから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



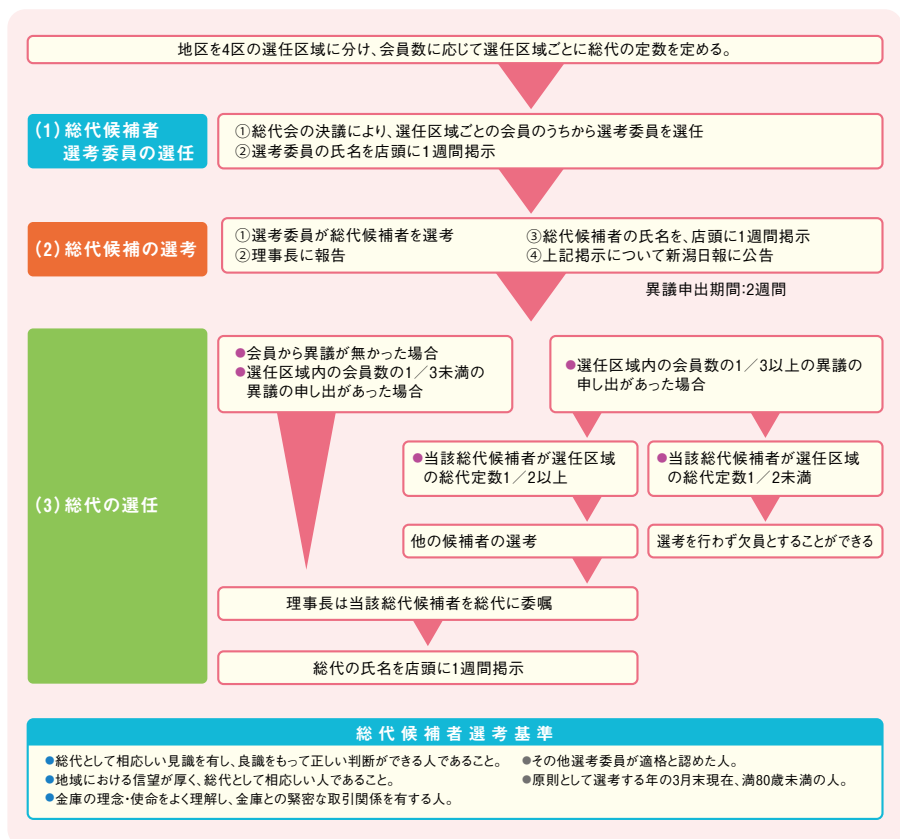
## 総代の選任方法

### 1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
  - 総代の定数は、60人以上80人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- なお、平成30年6月末現在の総代数は70人です。

### 2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、右図の(1)、(2)及び(3)の手続きを経て選任されます。



## 第70期通常総代会の決議事項

第70期通常総代会において、次の事項が付議され、原案のとおり了承されました。

### ①報告事項

第70期業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

### ②決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 総代候補者選考委員選任の件



## 総代の選任状況

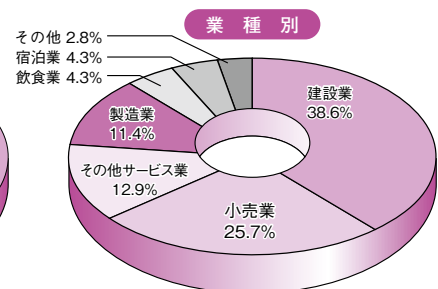
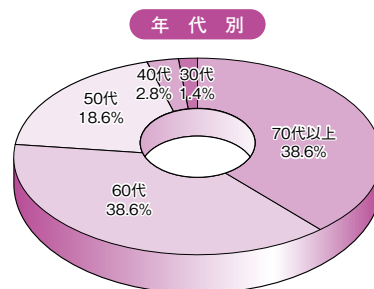
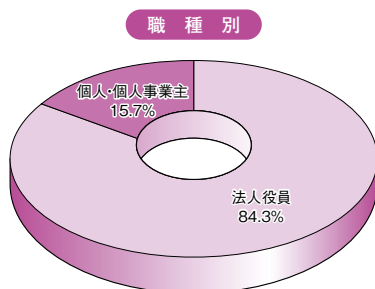
(平成30年6月末現在)

### 総代の氏名等

選任区域	地区割	会員数	総代数	氏名														
				(順不同、敬称略)														
1区	本店	2,181名	21名	渡邊 義之 ⑤	大滝 徳蔵 ⑤	佐藤 道弘 ⑤	加藤 幹司 ③	富樫 昭治 ②	加藤 悦郎 ⑤	飯島 久 ⑤	瀬賀 稔 ⑤	工藤 達朗 ⑤	山貝 世津子 ②	菅原 敏一 ④	渡邊 尚登 ⑤	宮本 慶太 ①	増田 豊 ①	中山 和久 ①
	駅前支店	1,058名	8名	佐藤 元平 ④	鷲尾 辰弥 ①	永田 政義 ①	澁谷 隆 ①	早福 正幸 ①	齊藤 源 ①	佐藤 久也 ③	石田 勝雄 ⑤	富樫 哲男 ⑤	須貝 一夫 ⑤	川崎 久 ①	小田 修平 ④	吉田 雅博 ⑤	岩田 孝義 ③	大田 文一 ⑤
	東支店	1,168名	8名	齋藤 幸一 ④	板垣 一夫 ④	舩山 由喜男 ⑤	大場 伸一 ③	渋谷 浩 ①	佐藤 真 ③	高橋 賢一 ③								
2区	岩船支店	1,319名	11名	木村 重信 ⑤	村山 信吉 ⑤	茂原 正喜 ⑤	大野 進一 ③	今井 栄一 ④	石田 治雄 ⑤	木村 羊一 ④	坂上 孝雄 ⑤	佐久間 成一 ②	竹内 一男 ①	工藤 仁志 ②				
				松田 隆栄 ⑤	渡辺 勝昭 ④	渡辺 秋美 ③	田村 義雄 ③	須貝 幸一 ⑤	津野 良平 ②	五十嵐 重弘 ④	渡邊 与一 ④	羽田 文一郎 ④	小林 健司 ⑤	山田 在敬 ⑤	能見 毅 ⑤	酒井 勝栄 ③	齋藤 文雄 ⑤	
3区	関川支店	976名	8名															
	荒川支店	753名	6名															
4区	府屋支店	900名	8名	佐藤 哲夫 ⑤	高橋 孝志 ③	富樫 保晴 ②	斎藤 義勝 ⑤	佐藤 隆一 ③	松本文一 ②	大滝 秀夫 ③	松山 晴久 ③							

(注) 氏名の後の○数字は総代への就任回数です。ただし、総代に5回以上就任されている方につきましては⑤と記載しております。

### 総代の属性別構成比



業種別は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 内部管理基本方針（要旨）

当金庫では、業務の健全性及び適切性を確保するため、以下の基本方針を制定し、その態勢整備と実効性確保に努めております。

### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合する

ことを確保するための体制

- (1) 「村上信用金庫行動綱領」とこれに基づく「コンプライアンス基本綱領」を定めるとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及び具体的な実践計画を記した「コンプライアンス実施計画」を策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス委員会との連携を図る。
- (3) 公益通報者保護の窓口として、通報・相談窓口を設置する。
- (4) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「村上信用金庫行動綱領」に基づき、確固たる態度で対応する。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報・文書は、「文書保存取扱規程」及び「情報資産管理規程」等の規定に基づき適切に保存・管理する。
- (2) 理事会、常勤理事会の各議事録は、「理事会規程」、「常勤理事会規程」に基づき作成し、適切に保存・管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理の基本規程として「リスク管理規程」を策定し、リスクカテゴリ毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
- (2) 当金庫全体のリスクを一元的に管理する「統括部門」及びリスクカテゴリ毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。  
また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「統合リスク管理委員会」とする。
- (3) リスク統括部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤理事会及び理事会に速やかに報告する。

### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」と「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常勤理事会規程」に定める。
- (2) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- (3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常勤理事会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

### 5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを

求めた場合における当該職員に関する事項

監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、常勤理事会は監事と協議の上、内部監査部門の職員を、監事を補助すべき職員として指名することができる。

### 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの

独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い理事の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員の人事等に関する事項については、予め監事の同意を求めたうえ決定するものとする。

### 7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制

その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
  - ① 理事会及び常勤理事会で決議された事項
  - ② 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ③ 経営状況に関する重要な事項
  - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ⑤ 重大な法令・定款違反
  - ⑥ 公益通報の状況及び内容
  - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告できるものとする。
- (3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求められることができるものとする。
- (4) 上記(1)(2)及び(3)の報告を行ったものに対して、当該報告を理由としたいかなる不利な取扱いも行ってはならない。

### 8. 監事への報告を行った理事及び職員が

不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監事へ内部通報を行った理事及び職員が当該報告をしたことを理由として、不当な取扱いを行うことを禁止する。
- (2) 上記報告を行った理事及び職員の職場環境が悪化しないように適切な措置を講じる。
- (3) 監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともにその報告を行った理事及び職員に関する情報を開示してはならない。
- (4) 上記の報告を行った理事及び職員に対して不利な取扱いを行った者については、関係規定に基づき厳格な処分を行う。  
(以下省略)

## リスク管理体制

金融機関業務には、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなどの種々のリスクがともない、IoT化の急速な進展等を背景に、リスクは一段と複雑、多様化しております。このような環境の中で当金庫では、これらのリスクを個別に管理するだけでなく、各種リスクを計量化し、総合的に捉えることにより、金庫の経営体力との比較・対照を可能とする、統合的なリスク管理体制の強化を進めております。

当金庫のリスク管理体制は、理事会を最終意思決定機関、総合企画部をリスク統括部門とし、リスクごとに担当部署と管理要領等を定めております。また、定期的に各種リスクに関する情報収集、分析を行うとともに、監査室がリスク管理態勢の検証を実施し、リスク管理の高度化に努めております。

